

3 愛媛海区漁業調整委員会指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

昭和52年1月14日

愛媛海区漁業調整委員会会長 合 田 達

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域）におけるいか釣漁業に使用する集魚灯の電球は、1漁船につき4キロワット以下でなければならない。